

た なか てる かず
田 中 輝 和

学位の種類 博士(法学)
学位記番号 法博第36号
学位授与年月日 平成9年11月19日
学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

学位論文題目 刑事再審理由の判断方法

論文審査委員 (主査)

教授 小田中 聰 樹 教授 岡 本 勝
教授 川 崎 英 明

論文内容の要旨

1. 刑事訴訟法435条が規定する再審開始要件の中で、同条6号の新証拠（ノヴァ）の明白性の判断方法は、再審の分野における重要な理論的争点であり、同時に現実的争点でもある。本論文は20年にわたってこの問題について研究を重ねてきた著者の研究成果を集大成したものである。

本論文は、松山事件を中心とした再審運用の実態分析（第1編）、ドイツの学説および判例の展開を検討した比較法的分析（第2編）、治罪法から旧刑事訴訟法に至るわが国の再審法制の発展過程を検討した歴史的分析（第3編）、最高裁・白鳥決定（最決昭和50年5月20日刑集29巻5号177頁）と同・財田川決定（最決昭和51年10月12日刑集30巻9号1673頁）とを踏まえてわが国の再審法の解釈論を展開した解釈論的分析（第4編）から構成されている。

2. まず、若干の評価をまじえながら、本論文の具体的な内容を確認することとしたい。

第1編「実態と問題点」は全6章で構成されている。本編では、松山事件を素材として、1979年12月6日の仙台地裁再審開始決定に至るまでの再審運用の実態が分析されている。そこでは、再審開始決定以前の再審請求棄却決定が、明白性の判断方法について心証引継説に立脚していたことが確認される。本論文によれば、心証引継説とは、①新証拠に証拠価値がない場合、確定判決が維持されるという意味で心証を受け継ぐこと、②新証拠の価値を判断する際にも、直接に争われている事実以外の事実に関わる旧証拠については、確定判決の証拠評価に拘束されること、

③確定判決に至る判決および再審請求審（棄却）決定の心証がすべて引き継がれることを意味している。しかし、この心証引継説は、①の点では、確定判決の誤った証拠評価を引き継ぐことによって、誤判を維持する役割を果たすものであること、②の点では、最高裁・白鳥決定が指摘したように、総合認定としての事実認定の性格上各証拠は相互に関連するという事理に反するものであること、③の点では、各判決や決定において同一ではない心証を引き継ぐことができるのかに疑問があること、が確認される。

こうして、第1編所収の6本の論文を通して、白鳥・財田川決定前の再審実務が明白性の判断方法について心証引継説に立脚していたこと、および心証引継説の意味・内容とそれが果たしてきた役割とが実証的に明らかにされている。これらの論文はいずれも1975年から1979年にかけて執筆された比較的初期の論文であるが、心証引継説の意味・内容とそれが抱える問題性とを解明したものとして、その成果はその後の学説において共有されることとなった。

第2編「比較法的考察」は全2章と付録とから構成されている。本編では、明白性の判断方法に関するドイツの判例と学説の見解が検討されている。そこでは、ドイツの学説と判例における総合評価の方法をめぐる対立が原裁判官説（原裁判官の立場からの判断方法）と再審裁判官説（再審裁判官の立場からの判断方法）との対立であること、原裁判官説とは確定判決の証拠評価の拘束力を肯定するものであるが、現在では新証拠と直接に関連しない証拠についてのみ部分的に拘束力を認めるにとどまっており、その場合でも確定判決の証拠評価に重大な欠陥があるときは拘束力を否定する修正説が登場していること、再審裁判官説とは原裁判官の証拠評価の拘束力を全面的に否定する（旧証拠の全面的再評価を認める）ものであるが、現在では請求人に利益な方向でのみ無限定に再評価を認める見解であること、ドイツではこの再審裁判官説が急速に台頭していること、が確認される。このことの確認の上で、心証引継か再評価かという形で論じられてきたわが国における明白性の判断方法についても、ドイツ法と同様の理論的枠組みで論ずべきであるとされている。そこには、ドイツ法はわが国再審法の母法であり、ドイツの学説と理論は白鳥決定に影響を与えたという認識がある。

こうして、第2編を通して、本論文が提言する明白性の判断方法の枠組み、すなわち原裁判官説か再審裁判官説かという枠組みが比較法的に基礎づけられている。本編所収の2本の論文は1991年に執筆されたものであり、再審法に関する新しい比較法的知見をもたらすものであった。が、それにとどまらず、このような比較法的知見から得た枠組みをわが国再審法の解釈論に自覚的に持ち込もうとしたところに、本論文の特徴がある。わが国の実務家が主張する限定付き再評価説を原裁判官説に位置づけた点は、そのユニークな成果であったといえることができる。

第3編「歴史的考察」は、1994年と1995年に執筆された3本の論文と付録とから構成されている。第1章「ヘルムート・マイアーの刑事再審論」は歴史的分析の方法的基礎を確認するものと

して位置づけられており、その上に、第2章と第3章においてわが国の再審法制的歴史的展開が解明されている。第2章では、治罪法と旧々刑事訴訟法における再審理由について、不利益再審は認めなかったものの、ファルサ型再審を採用して再審理由を限定し、新証拠のみで「無実の明確性」を要求した点で再審の「非常例外性」の考え方に立っていたことが指摘されている。そして、治罪法および旧々刑事訴訟法が倣ったフランス刑事訴訟法は「陪審の無謬性」の思想に立脚するものであったが、わが国の学説においては、この「非常例外性」の考え方が「確定力は真実とみなされる」という命題の下に説明されることとなったことが指摘される。第3章では、ドイツ法に倣って不利益再審とノヴァ型再審を導入した旧刑事訴訟法の再審規定の立法過程が分析され、新証拠それ自体が「無実」を証明すべき「明確な証拠」でなければならないかのような規定が採用された点において、治罪法および旧々刑事訴訟法以来の再審の「非常例外性」の考え方が旧刑事訴訟法に影響を残していることが確認される。しかし、立法過程においては、ドイツ法と同様に「明確性」とは無実の証明ではなく無罪の証明であることを明らかにする文言（「無罪・・ヲ言渡・・スヘキ」）が挿入され、さらには新証拠それ自体が「明確な証拠」でなければならないことを明示する文言が削除されたことが着目され、旧刑事訴訟法はドイツ刑事訴訟法と同じくノヴァ型再審については総合評価説を採用したと解するのが立法趣旨に沿った解釈であるとされている。

わが国の再審法制的沿革については若干の理論的蓄積が存在するが、本編はこの蓄積の上に初めて本格的に再審法制的沿革を明らかにした点において、高い価値を持っている。同時に、旧刑事訴訟法で採用されたノヴァ型再審がドイツ法の総合評価説を採用したものであるという指摘は、第2編で展開された明白性判断におけるドイツ法の理論的枠組みのわが国への援用可能性を根拠づける伏線として位置づけられている。

全4章から構成される第4編「現行法の解釈と立法」は、本論文の結論部分であり、新証拠の明白性の判断方法に関する解釈論と立法論が展開されている。ここでは、最高裁・白鳥決定との対比において最高裁・財田川決定の意義が分析されている第2章に続き、第3章において、弘前事件と松山事件の実態分析を通して、確定判決の誤りが証拠の不足ではなく判断主体の判断の誤りに起因していることが確認された上で、明白性判断の方法としての総合評価の実質的正当性が論証されている。このことは同時に、再審開始要件としての新証拠を再審と上訴とを区別するための要件としてのみ位置づけることにつながっている。この実質論を前提として、第4章においては、刑事訴訟法435条6号の新証拠の明白性は、同条の沿革および憲法と刑事訴訟法の本質と目的とに照らして、旧証拠の全面的再評価を認める再審裁判官説に立ったものと解釈すべきものであること、全面的再評価においては旧証拠の不利益再評価と証拠構造の不利益変更は禁止されること、最高裁・白鳥決定と同・財田川決定はその一般的判示からみて原裁判官説に立脚したものと解さざるを得ないが、しかしその修正説に立って請求人に利益な限度で旧証拠の全面的再評

価を認めている点では実質的には再審裁判官説であることが主張されている。この第4章は1996年に執筆された論文を収録したものであるが、最高裁・白鳥決定を原裁判官説にたつものとのみ捉えた、本編第2章収録の1986年論文の見解を修正したものとなっている。なお、本編第1章は、明白性判断における総合評価を実効化させる上で重要な役割を果たす不提出証拠について、松山事件を手掛かりとして、その必要性和理論的根拠を解明しようとしたものである。

こうして、第1編から第3編までの実態、歴史、比較法の視点からの分析の成果が、第4編において、わが国の明白性の判断方法のあり方へと昇華される形でまさに統括されている。その特徴は、孤立評価・心証引継説か全面的再評価説か、あるいは全面的再評価説か限定付き再評価説かという従来の枠組みを根本的に組み替えて、原裁判官説か再審裁判官説かという形で明白性の判断方法の基本的対立を把握し、そのような新たな枠組みの下で、刑事訴訟法435条6号は再審裁判官説を採用したものと解釈すべきであり、その観点からみて、修正原裁判官説に立った最高裁・白鳥決定および同・財田川決定は実質的には再審裁判官説に立ったものとして正当性が認められると主張している点にある。

論文審査結果の要旨

本論文は、実態分析、比較法的検討、歴史的分析、そして解釈論的検討という四つの側面から、再審理由としての新証拠の明白性の判断方法を総合的に考究した、本格的で重厚な再審法研究の書である。各編における分析は第一次資料を駆使した詳細かつ徹底したものであり、随所に新たな知見を織り込み、予測される批判をも視野に入れながら、緻密にその主張を組み立てている。この意味において、本論文は、これまでの再審研究の成果をいっそう発展させる学問的価値を持つものとして、高い評価に値する。

もっとも、本論文が第4編において提示した結論が、再審が当面しているさまざまな課題、すなわち証拠構造の組み替え問題や総合評価における確定判決の持つ意義の解明、さらに限定付き再評価説の克服等の課題に対して、どのような解決の展望をもたらし得るかについては、なお検討が必要であろう。この作業は、本論文がこれまでの再審研究とは切り口を異にする独自の理論的枠組みを強調していることについての理論的実践的意味の検討にも及ぶものとなろう。しかし、これは本論文が新たな枠組みを提起した意欲的なものであるが故に必要な作業なのであって、本論文が持つ上記のような学問的価値をいささかも減ずるものではない。

以上により、本論文提出者は、博士（法学）の学位を授与されるに値するものと認める。